

市・県民税を公的年金から特別徴収 10月からスタートします

特徴 特別徴収の制度

10月に支給される公的年金から市・県民税の特別徴収(天引き)が始まります。対象となるのは、65歳以上の公的年金を受給している人で、市・県民税が課税になる人です。

対象となる税金は、公的年金所得に係る市・県民税です。公的年金所得以外の給与所得や事業所得などに係る市・県民税は、特別徴収の対象とはなりません。

この制度は社会保険庁などの「年金保険者」が、公的年金から市・県民税を天引きして、納税する人(年金受給者)に代わり市に直接納めるものです。これは、納税する方法が前年と変わるだけで、税額計算方法はこれまでと同じです。新たな税を負担するものではありません。

また、すでに実施されている国保税や後期高齢者医療保険料の公的年金からの特別徴収とは異なり、口座振替の選択制度はありません。次に挙げる4つの要件に当てはまる

人全員が、公的年金からの特別徴収の対象となります。

特徴 対象となる人

次の①から④の全てに該当する人が対象となります。

- ① その年の4月1日現在、老齢基礎年金などを受給している65歳以上の人
 - ② 老齢基礎年金などが年額18万円以上の人
 - ③ 介護保険料が年金から特別徴収されている人
 - ④ 介護保険料などの保険料を引いた残りの年金支給額が特別徴収される市・県民税額より多い人
- 特別徴収になる人には、すでに送付している「平成21年度市民税・県民税納税通知書」により、対象となる年金と特別徴収税額をお知らせしています。

特徴 特別徴収の中止

特別徴収の対象となっても、次の①から⑤の中止事由のいずれかに当てはまる場合は、特別徴収が中止になります。中止になった残りの税額は、普通徴収(納付書など)により納付することになります。

① 特別徴収税額に変更があった場合

② 市外へ転出、または死亡した場合

③ 特別徴収対象年金を受給しなくなった場合

④ 介護保険料が特別徴収されなくなった場合

⑤ 介護保険料などの保険料を引いた残りの年金支給額が、特別徴収される市・県民税より少なくなった場合

特徴 翌年度の仮徴収

市・県民税を2月支給の年金から特別徴収されていた人は、同額が引き続き4月、6月、8月支給の年金から特別徴収(仮徴収)されます。10月からの特別徴収税額は、年税額が確定してから仮徴収税額を差し引いて決まります。

4月からの仮徴収税額の通知は、前年6月の「市民税・県民税納税通知書」で「翌年度仮徴収税額」として通知します。

詳しくは、市市民部税務課(☎76-12111、内線1245〜1247)まで。

消防団旧新町屯所敷地を売却します

市は、一般競争入札により、次の市有地を売却します。

■売却する土地

▷所在地 八幡平市荒屋新町83番5(消防団旧新町屯所敷地)

※JR荒屋新町駅から徒歩1~2分

▷現況地目 宅地
▷面積 140.17平方メートル

▷都市計画区域外

▷その他 建築基準法第22条第1項の規定による区域(屋根不燃区域)

▷最低売却価格 3,008,000円



売却する消防団旧新町屯所敷地

※現況(建物、工作物付き)での売り払いです。

■現地説明会 9月28日(月)、午前10時~

※資料を準備しますので、参加を希望する場合は、事前に担当まで連絡ください。

■入札参加申込期限 10月2日(金)、午後5時

■入札参加申込先 市企画総務部財政課

■入札日時 10月8日(木)、午前11時半~

■入札会場 西根地区市民センター2階大集会室

■資料請求・申込方法

- 入札への参加は、事前の申し込みが必要です。
- 資料・申込書類は、市企画総務部財政課管財係で配布します。資料は、現地説明会で配布するほか、郵送もしますので問い合わせください。

詳しくは、市企画総務部財政課管財係(☎76-2111、内線1231)まで。

農業者年金の試算額(年額)

加入年齢	納付期間	性別	試算額	
			保険料月額2万円	保険料月額3万円
20歳	40年	男性	91万円	136万円
		女性	79万円	118万円
30歳	30年	男性	60万円	90万円
		女性	52万円	78万円
40歳	20年	男性	35万円	53万円
		女性	31万円	46万円
50歳	10年	男性	16万円	23万円
		女性	14万円	20万円

※この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。付利率2.30%は、農業者年金において期待される運用収益を基に設定しています。予定利率1.55%は、農林水産省告示(21年4月1日施行)により定められています。

農業者の皆さん 老後の備えは農業者年金で

老後の生活への備えは十分ですか。年金は、家族一人一人について準備することが大切です。老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が安心です。

農業者年金は、農業に従事する皆さんの老後の生活をサポートする年金制度です。次の①から③の全てに該当する人であれば、誰でも加入することができま

- ① 年齢 20歳以上60歳未満
- ② 国民年金 国民年金の第1号被保険者(ただし、保険料納付免除者でないこと)
- ③ 農業要件 年間60日以上農業に従事していること

80歳までの年金支給が保証され、保険料は社会保険料控除の対象となります。

詳しくは、市農業委員会事務局(☎76-2111、内線1283)まで。

八幡平市生涯学習推進大会

イベント

学びのひろばを開催します

市教育委員会事務局生涯学習課は、生涯学習推進大会「学びのひろば」を次のとおり開催します。

■期日 10月3日(土)

■場所 西根地区市民センター

■内容

▷体験学習(午前10時～正午)

・法話と座禅体験(講師:鷲連寺副住職 葛文世氏) 葛副住職による法話と座禅体験を行います。定員は20人。

・ボディーシェイプエクササイズ(講師:HOSOKAWAジム 細川英男氏) 簡単にできる筋力トレーニングを学び、体力・体型の維持を目指します。定員は20人。

・つくってたべようふるさと食紀行(講師:食生活改善推進員連絡協議会) 市内産の食材を使って健康メニューを作って試食します。定員は20人。

▷実践発表(午後1時～2時)

出演 七時雨オカリナクラブ、市空手道スポーツ少年団

▷講演(午後2時～3時半)

演題 「笑う門には福来たる」～辛いからこそ

笑って生きよう～

講師 三遊亭らん丈氏

(落語家・東京都町田市

議会議員)



講師を務める三遊亭らん丈氏

■参加料 無料

■送迎バス 安代地区から送迎バスを運行します。利用を希望する人は、申し込みが必要です。

▷行き 田山支所:午前11時半、安代総合支所:午前11時50分

▷帰り 西根地区市民センター 午後3時50分

■参加申込 体験学習への参加は、事前の申し込みが必要です。市教育委員会事務局生涯学習課に直接申し込みください。

各地区公民館、サークルなどの作品展示も同時開催しています。詳しくは、市教育委員会事務局生涯学習課(☎74-2111、内線2325)まで。